

## 滞納処分対策全国会議活動方針

- 1 全国的な相談体制を確立することを目標とし、各地の被害救済団体とのネットワーク作りを行う。また、実践的な内容の対応マニュアルを作成する。
- 2 悪質滞納処分を行う自治体に対し、あるべき滞納処分を求める申入を行っていると共に、当該地域で被害救済にあたっている団体と懇談をするなどして連携を深める。
- 3 滞納処分問題に造詣の深い専門家による対談を行うことにより、あるべき滞納処分についての理解を深める。
- 4 「『給料等に基づき支払を受けた金銭』には、支払者から銀行口座等に振り込まれた金額に相当する預金債権は含まれない」（国税徴収法76条2項に関する基本通達11）などの、理不尽かつ不合理な法令・通達等の改廃を求める。
- 5 租税債権を非免責債権としている破産法253条1項1号の改正を求める。少なくとも、国または地方自治体に対し、破産者については滞納処分の停止を積極的に活用するような運用を求める。
- 6 各地で滞納処分対策会議を設立することを促し、すでに存在する対策会議とは連携・協力体制を築く。